

患者のみなさまへ

令和6年6月より 「ベースアップ評価料」が始まっています。

産業全体で賃上げが進む中、医療現場で働く人々の賃上げを行い、人材確保に努め、良質な医療提供を続けることが出来るようにするための取り組みです。ご理解くださいますよう、お願いいたします。

「ベースアップ評価料」について

- ☑ 看護職員等の医療現場で働く人々の賃上げを実施するため、当院では 令和8年3月以降、ベースアップ評価料がスタートします。
- ☑ これにより、3月以降、患者の皆様の診療費のご負担が上がる場合があります。
- ☑ このベースアップ評価料による診療費の上乗せ分は医療現場で働く人々の賃上げに全て充てられます。

ご理解くださいますよう、お願いいたします。



厚生労働省

ひと、暮らし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare